被災者支援総合交付金実施要綱

平成２７年４月９日
改正　平成２８年４月１日
改正　平成２９年４月１日
改正　平成３１年４月１日
改正　令和２年４月１日

第１　通則

被災者支援総合交付金（以下「交付金」という。）は、毎年度、予算の範囲内で交付するものとし、交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第２　目的

交付金は、東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、住宅再建により災害公営住宅等への移転の進捗など、被災者を取り巻く環境の変化に対応し、それぞれの地域において、被災者支援のための事業を効果的に実施することを支援することにより、被災者の心身の健康の維持向上、生活の安定等に寄与することを目的とする。

第３　定義

被災者支援事業（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）は、第２に規定する目的を達成するため、別表１に定める交付対象事業に関し、第４に定めるところにより、第４の１に規定する事業計画の作成主体が作成した被災者支援事業その他の取組に関する計画（以下「事業計画」という。）に基づく事業をいう。

第４　事業計画の作成及び提出

１　事業計画の作成主体

都道府県、市町村その他別表１に定める交付対象事業ごとに事業を所管する大臣（以下「交付担当大臣」という。）が交付要綱に定めるところにより当該交付対象事業の実施主体となることができる者（都道府県又は市町村の補助事業により実施するものを除く。）（以下「都道府県又は市町村等」という。）は、事業計画を作成する。

２　対象地域

事業計画の作成の対象となる地域は、岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）とする。ただし、内閣総理大臣が必要であると認めた場合には、別表１に定める交付対象事業ごとに対象地域に関する取扱いを交付担当大臣が交付要綱で定めることができる。

３　事業計画の提出

交付金を充てて被災者支援事業を実施しようとする都道府県又は市町村等は、別表２に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業計画及び必要な添付書類を作成し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、事業計画の提出を受けた場合には、交付担当大臣に回付するものとする。

① 被災者支援に関する目標
② 事業概要及び対象地域における被災者支援活動との関係
③ 被災者支援事業に要する費用
④ 被災者支援事業の実施主体
⑤ その他必要な事項

４　事業計画に位置付ける事業に関する留意事項

都道府県又は市町村等は、事業計画を作成するに当たり、被災者支援のために真に必要かつ有効な被災者支援事業を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めることとする。

５　事業計画の変更

都道府県又は市町村等は、事業計画について、次に掲げる変更を行う場合には、速やかに、変更後の事業計画を様式２に添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、③又は④の場合は、変更を行った年度の年度末に、変更後の事業計画を提出すれば足りることとする。

① 被災者支援事業の新設又は廃止を申請する場合
② 交付決定単位又は事業計画ごとの交付金交付額の変更を申請する場合
③ 第１１の１に規定する事業間の流用を行う場合（その際には、変更後の事業計画の提出に併せ、様式３を添付することとする。）
④ その他の変更の場合

第５　被災者支援事業

都道府県又は市町村等は、別表１に掲げる交付対象事業のうち、事業計画に定めた目標を実現するために必要となる効果的かつ効率的な事業を事業計画に記載する。

交付対象事業は、交付担当大臣が交付要綱等に定める要件を満たすものとし、交付対象事業費及び補助率等は、事業ごとに交付担当大臣が交付要綱等で定めるものとする。

第６　配分計画の作成

内閣総理大臣は、都道府県又は市町村等から事業計画の提出を受けた場合には、被災者支援事業に要する経費について交付担当大臣が所管する関係行政機関へ予算の移替えを行うため、関係する交付担当大臣と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる被災者支援事業ごとの交付金の額を明らかにして、予算の範囲内で配分計画を作成する。

内閣総理大臣は、配分計画の作成に当たっては、都道府県又は市町村等における被災者支援事業の必要性、効率性、事業実施の確実性及び進捗状況等を勘案するものとする。

第７　交付可能額の通知

内閣総理大臣は、事業計画を提出した都道府県又は市町村等に対し、第６で作成した配分計画に基づき、交付可能額を通知するものとする。

第８　交付金予算の移替え

内閣総理大臣は、第６により作成した配分計画に基づき、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、交付金の予算を別表１に定める交付担当大臣が所管する関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第９　交付決定単位

交付決定単位は、都道府県又は市町村等ごと、かつ交付担当大臣ごととする。

第 10　交付申請

第７により交付可能額の通知を受けた都道府県又は市町村等は、交付担当大臣が定める交付要綱等に基づき、内閣総理大臣を経由し、交付担当大臣に対して交付の申請を行うものとする。

なお、都道府県又は市町村等が複数の事業計画に基づく交付可能額の通知を受けた場合には、事業計画ごとに交付申請を行うことを要せず、まとめて交付申請を行うことができる。

第 11 交付金の執行

１　事業間等の流用

都道府県又は市町村等は、被災者支援事業を実施するに当たり、同一の交付決定の範囲内においては、経費の配分を変更し、事業間及び事業内の流用を行うことができる。

２　交付決定前の着手

（１）交付可能額通知後の交付決定前の着手

都道府県又は市町村等は、交付可能額の通知を受けた後、交付申請及び交付決定の前に被災者支援事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（様式４）を内閣総理大臣を経由して交付担当大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

（２）交付可能額通知前の交付決定前の着手

都道府県又は市町村等は、やむを得ない事由により、交付可能額の通知を受ける前に、被災者支援事業に着手する必要が生じた場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（様式５）を内閣総理大臣及び内閣総理大臣を経由し交付担当大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

（３）交付決定前の着手に関する留意事項

交付金交付決定前着手申請書の提出を受けた内閣総理大臣及び交付担当大臣は、速やかに承認の可否を判断し、交付担当大臣にあっては内閣総理大臣を経由して都道府県又は市町村等にその結果を通知するものとする。なお、都道府県又は市町村等は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該被災者支援事業に着手するものとする。

３　費用の縮減

都道府県又は市町村等は、被災者支援事業の実施に当たっては、被災者支援事業の実施に要する費用の縮減に積極的に取り組むものとする。

第 12 修正後の事業計画の提出

都道府県又は市町村等は、事業計画を内閣総理大臣に提出し交付可能額の通知を受けた後、事業計画の修正が必要な場合には、速やかに、交付可能額通知を踏まえ修正した事業計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

第 13 事業計画の実績に関する評価

都道府県又は市町村等は、交付金の交付を受けた年度の翌年度の５月末日までに、事業計画に掲げる目標の達成状況及び被災者支援事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、様式６により、当該計画の実績に関する評価を行う。当該評価については、内閣総理大臣に報告するものとする。都道府県又は市町村等は、本条の評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正性を確保するように努めるものとする。

第 14 必要事項の報告及び資料の提出

内閣総理大臣は、都道府県又は市町村等に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

第 15 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び交付担当大臣は、情報の共有を図るなど相互に連携協力し、被災者支援事業を実施する都道府県又は市町村等に対し、当該事業の円滑な実施に関する必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第 16 その他

その他被災者支援事業の要件、交付金の交付の手続、交付金の経理その他の必要な事項については、交付担当大臣が定める交付要綱等による。なお、内閣総理大臣を経由して各交付担当大臣に対し交付金の交付に関する書類を提出する場合の手続については、別紙に定めるところによる。

附　則

この要綱は、平成２７年４月９日から施行する。ただし、第１１の２の規定は、同年５月１日以降に提出された事業計画に基づく被災者健康・生活支援事業から適用する。

附　則（平成２８年４月１日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

２　改正前の実施要綱に基づき交付された被災者健康・生活支援総合交付金に関する手続等については、なお従前の例による。

附　則（平成２９年４月１日）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年４月１日）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

＜別表１＞

事業（柱）	番号	交付対象事業	交付担当大臣	交付担当大臣が所管する関係行政機関
Ⅰ各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	①	被災者支援総合事業	内閣総理大臣	復興庁
Ⅱ被災者の日常的な見守り・相談支援	②	被災者見守り・相談支援事業	厚生労働大臣	厚生労働省
Ⅲ仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	③	仮設住宅サポート拠点運営事業	厚生労働大臣	厚生労働省
Ⅳ被災地における健康支援	④	被災地健康支援事業	厚生労働大臣	厚生労働省
Ⅴ被災者の心のケア支援	⑤	被災者の心のケア支援事業	厚生労働大臣	厚生労働省
Ⅵ子どもに対する支援	⑥	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	厚生労働大臣	厚生労働省
	⑦	福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	文部科学大臣	文部科学省
	⑧	仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業	文部科学大臣	文部科学省

＜別表２＞

事業計画の作成主体	提出が必要な書類（様式）
被災三県及び被災三県内の市町村	様式１－１、様式１－２、様式１－３、様式１－４
都道府県及び市町村（被災三県及び被災三県内の市町村を除く。）	様式１－１、様式１－２、様式１－３
上記以外	様式１－１、様式１－３